

復 興 整 備 計 画
（第2回変更）

大船渡市・岩手県

平成25年1月30日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）		
大船渡市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）		
① 被災住居を低地から高台へ集団移転することにより、想定される最大級の津波（レベル2：数百年から千年に1回の確率で発生する津波）及び高潮から人命や財産を守る。 ② 地域の地形特性を踏まえるほか、高齢化や人口減少等も見据えながら、コンパクトな集落づくりを進める。 ③ 移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、地域住民参加のもとに、水産業や農業の再生等地域振興につながる活用策と計画的な秩序ある利用開発を検討する。		
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）		
(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりを推進するため、被災住居を高台に移転集約する。これに伴い、移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、住宅の建設を禁止するとともに、地区・地域の特性を考慮したうえで、水産関連産業の集積や農地の復旧、商業・業務系用途等地域振興につながるよう有効に活用する。 <u>なお、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。</u>		
(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ①門之浜地区（A地区）：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、宅地等の嵩上げによる防潮・防災機能の付加、山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。 ②小細浦地区（B地区）：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。 ③田浜地区（C地区）：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。 ④崎浜地区（D地区）：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地及び商業・業務系を中心とした土地利用を図る。 ⑤泊地区（E地区）：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。		
(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業	A 地区	事業の名称：門之浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	B 地区	事業の名称：小細浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	C 地区	事業の名称：田浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	D 地区	事業の名称：崎浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	E 地区	事業の名称：泊地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業		
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成32年度		

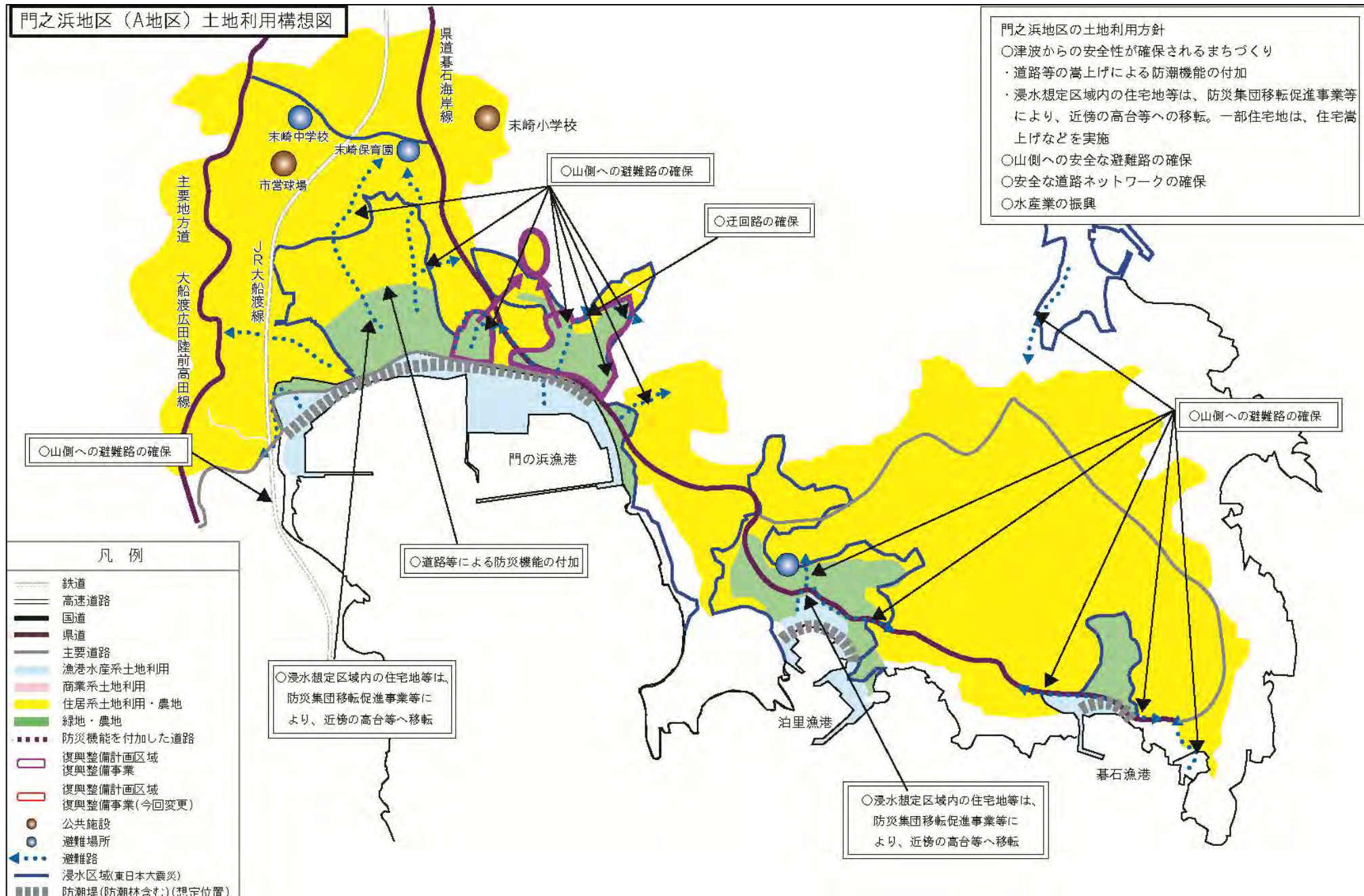
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	C地区	保安林	解除		0.1890	
2							
3							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （大臣許可）	都市計画法			農地法 （知事許可）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	E地区					○						
2	集団移転促進事業	C地区					○						
3													

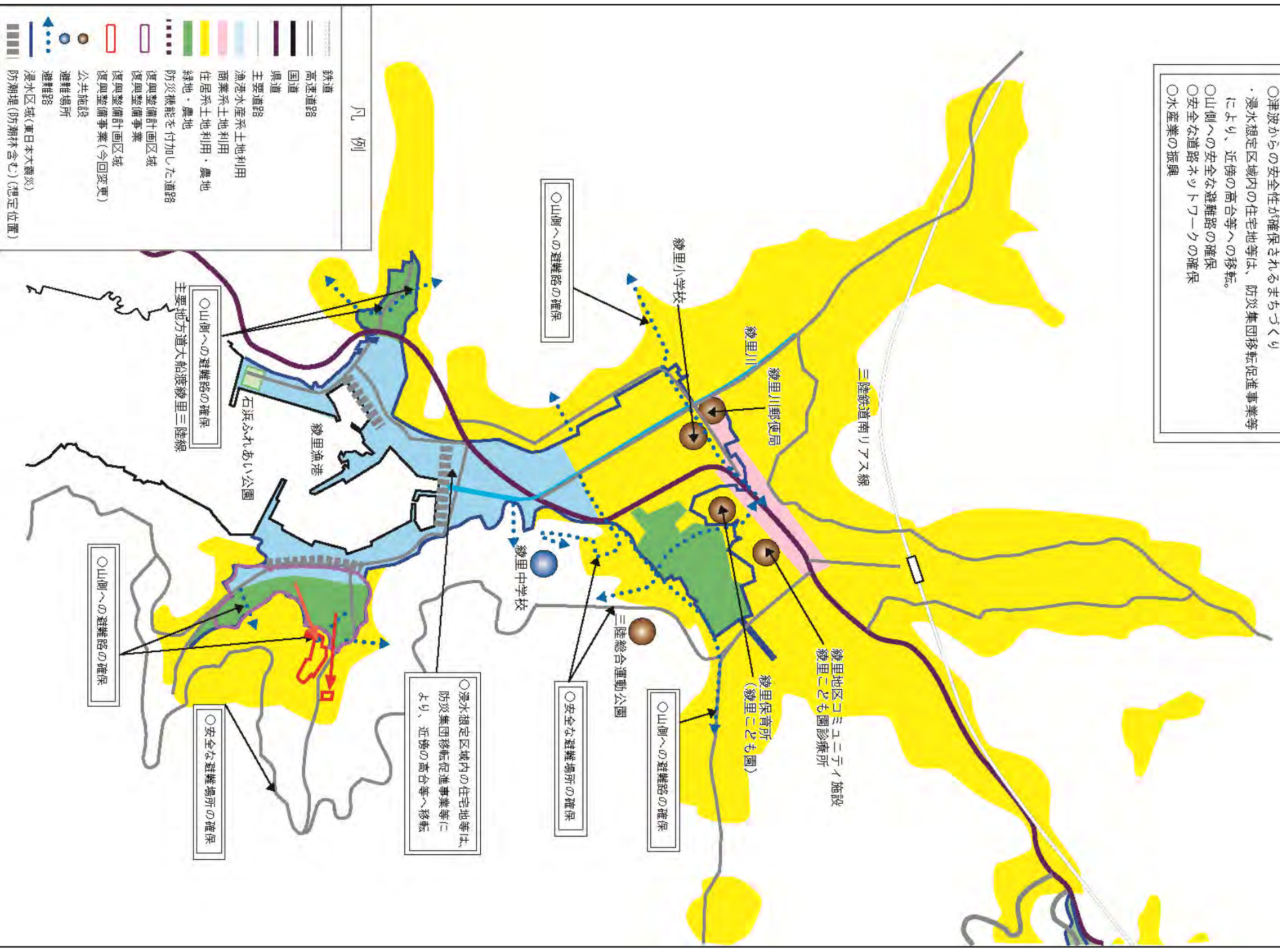
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。



田浜地区(C地区)土地利用構想図

田浜地区の土地利用方針

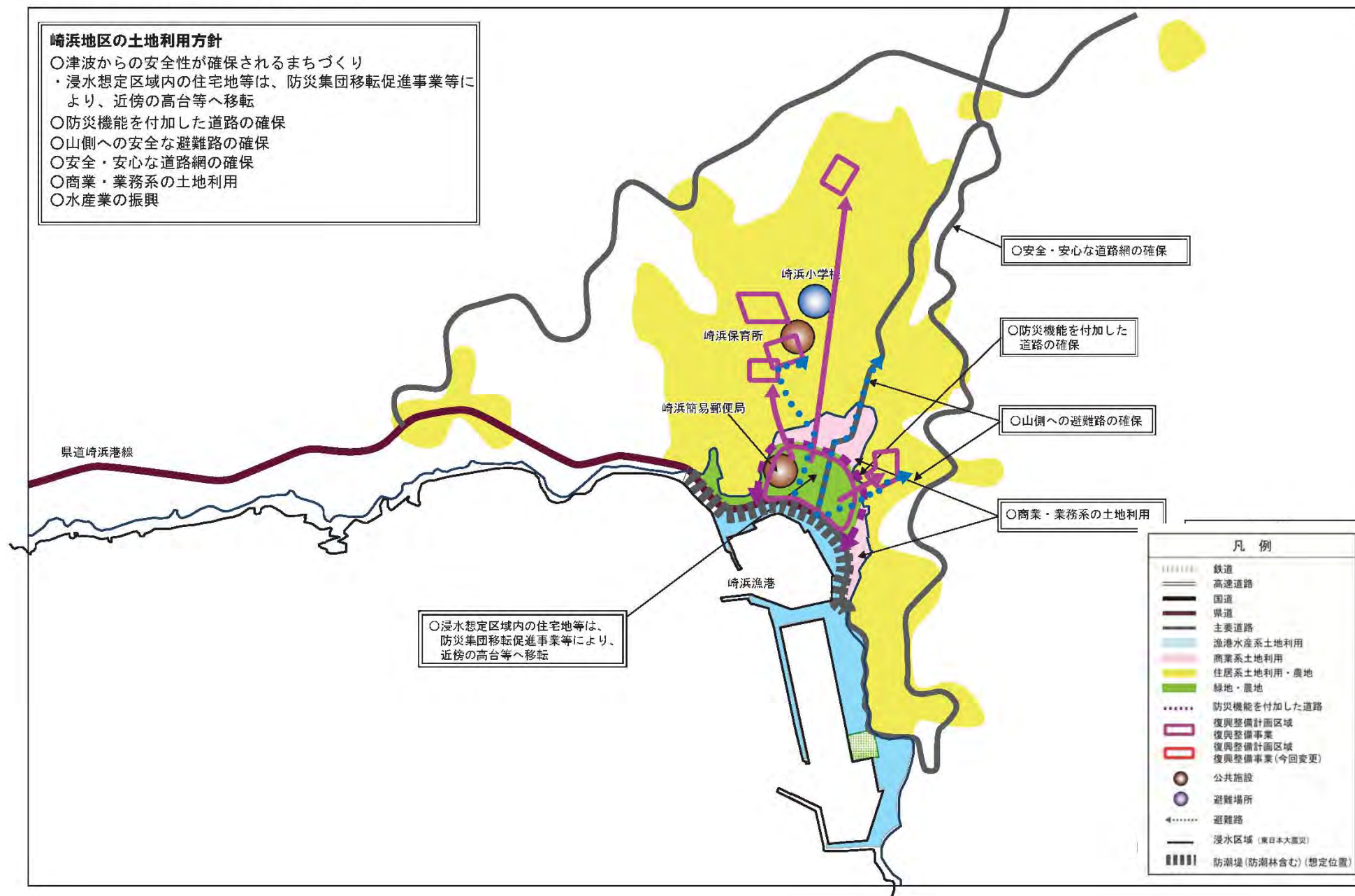
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- 浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移住促進事業等により、近隣の高地等への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



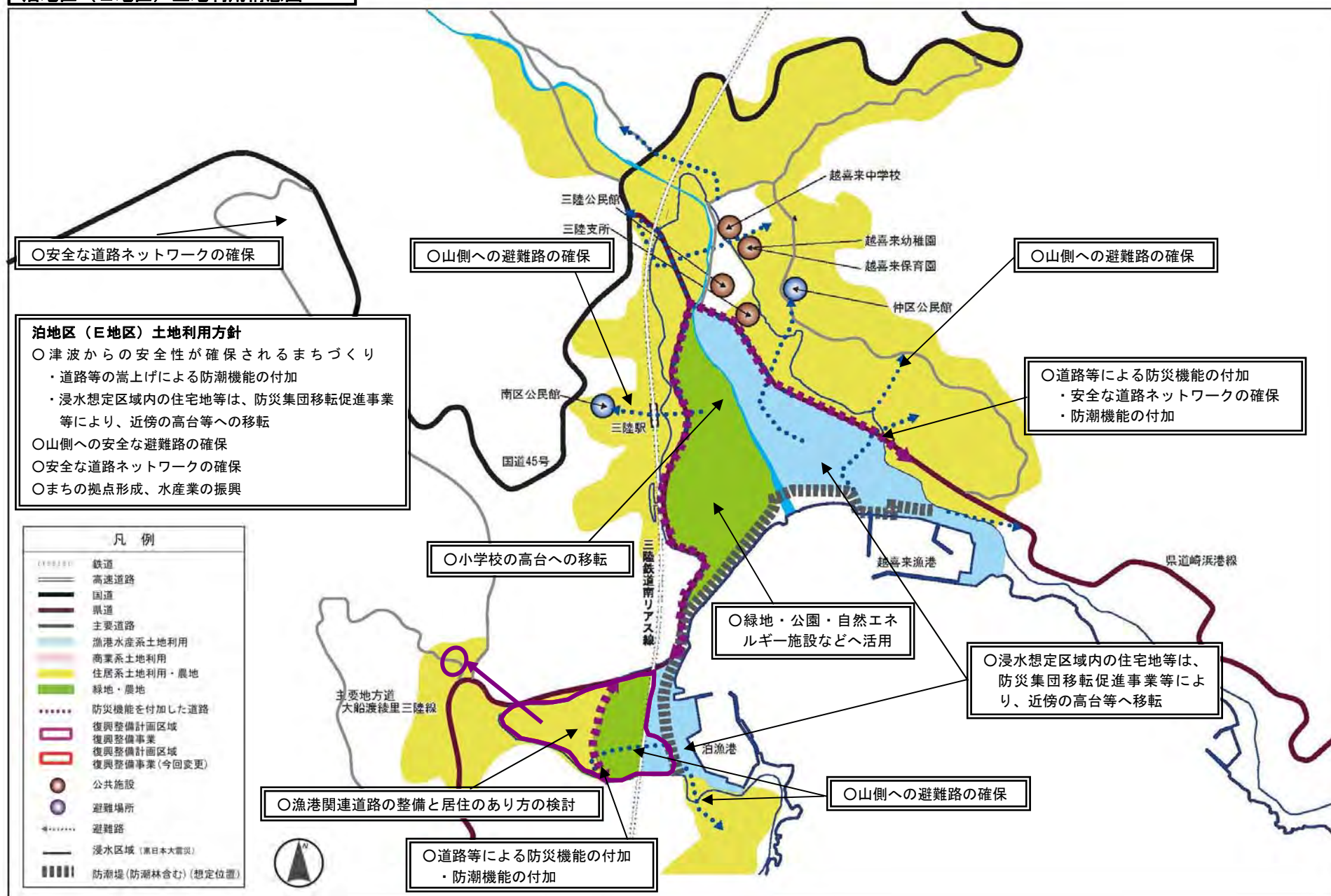
崎浜地区(D地区) 土地利用構想図

崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業・業務系の土地利用
- 水産業の振興

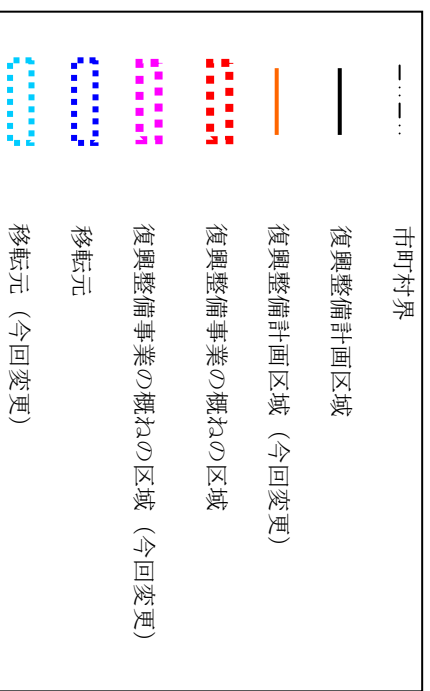


泊地区（E地区）土地利用構想図

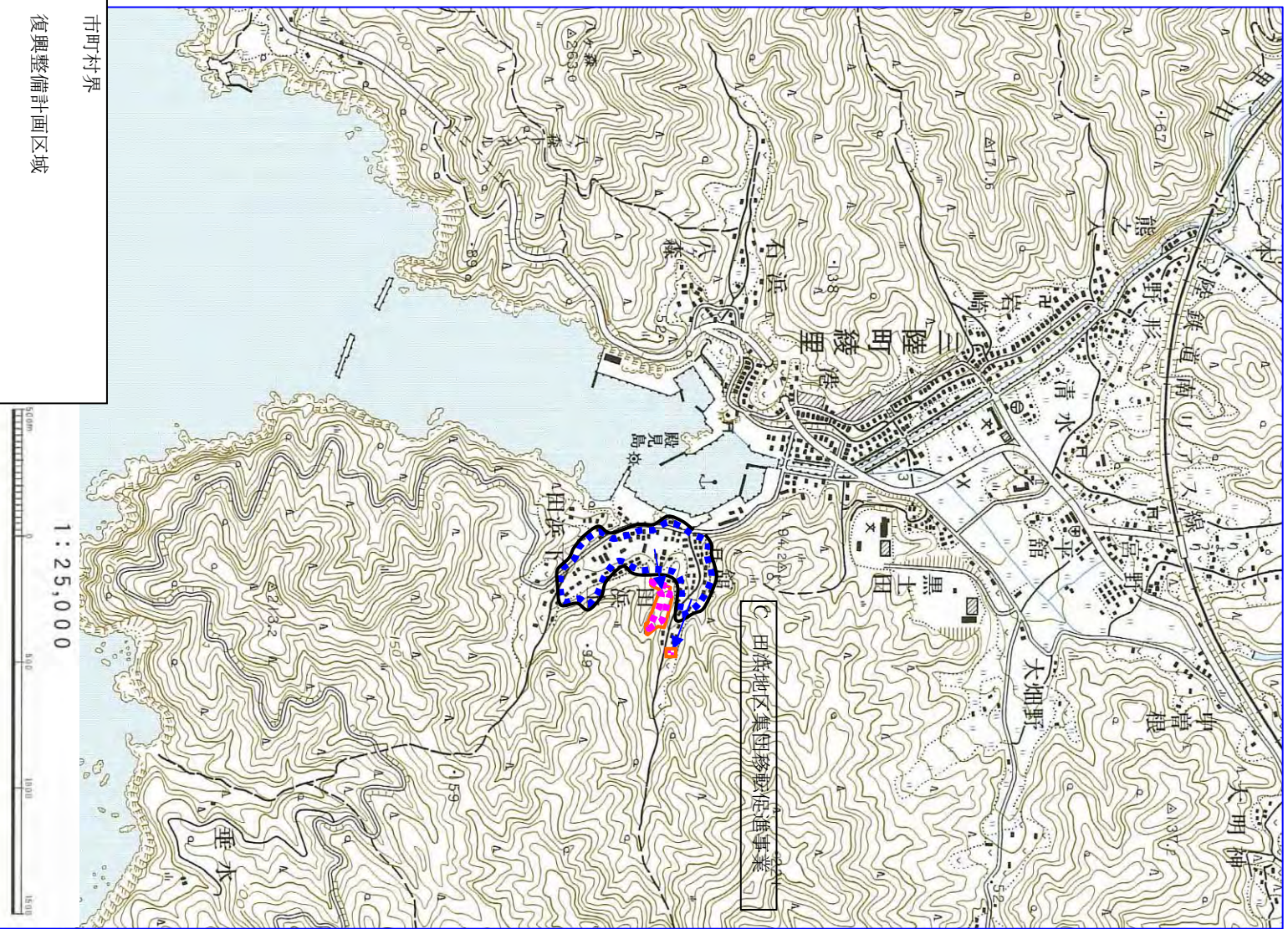


復興整備事業総括図

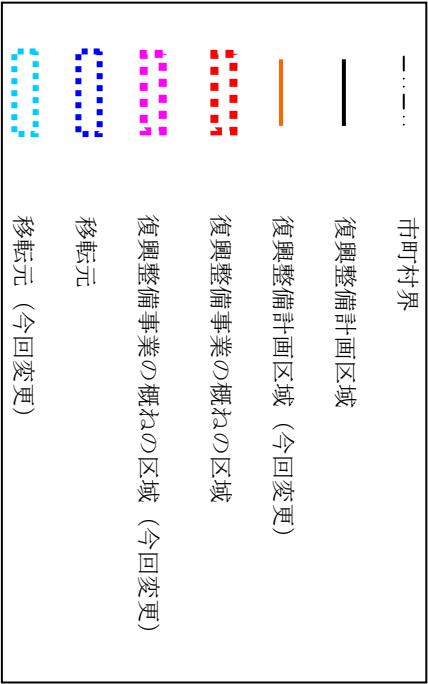
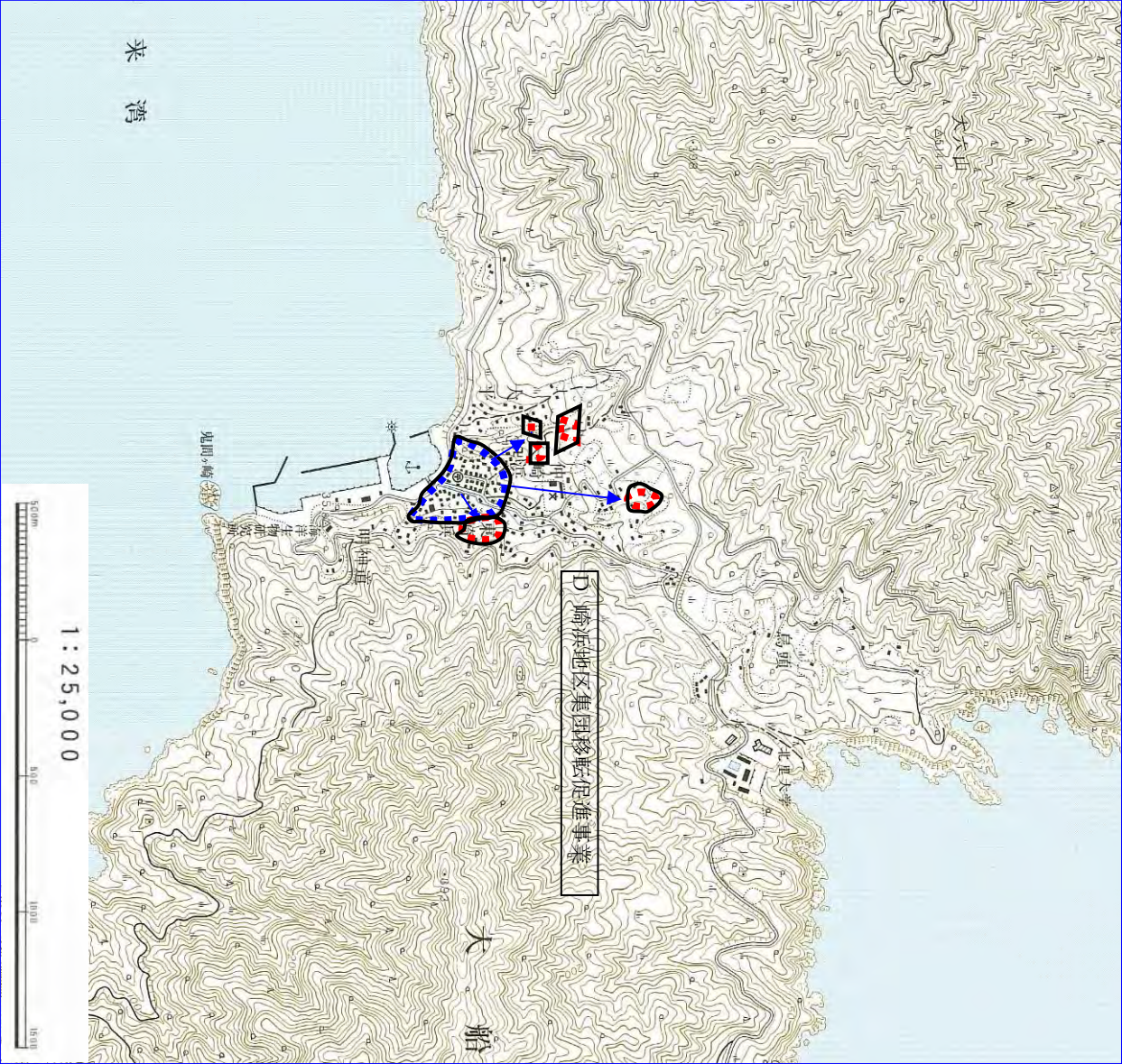
(門之浜地区・小細浦地区)



復興整備事業総括図 (田浜地区)



復興整備事業総括図 (崎浜地区)



様式第 6 法第48条第 1 項第 7 号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第26条の 2 に規定する保安林の指定の解除に関する事項

(注) 森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所				全面積	要解除 実測面積	備考
市	町村	大字 (冠せず)	字	地番	実測	
大船渡		三陸町 綾里	田浜上	69番2	ha 0.1890	土砂流出防備 保安林
合 計					ha 0.1890	

添付書類

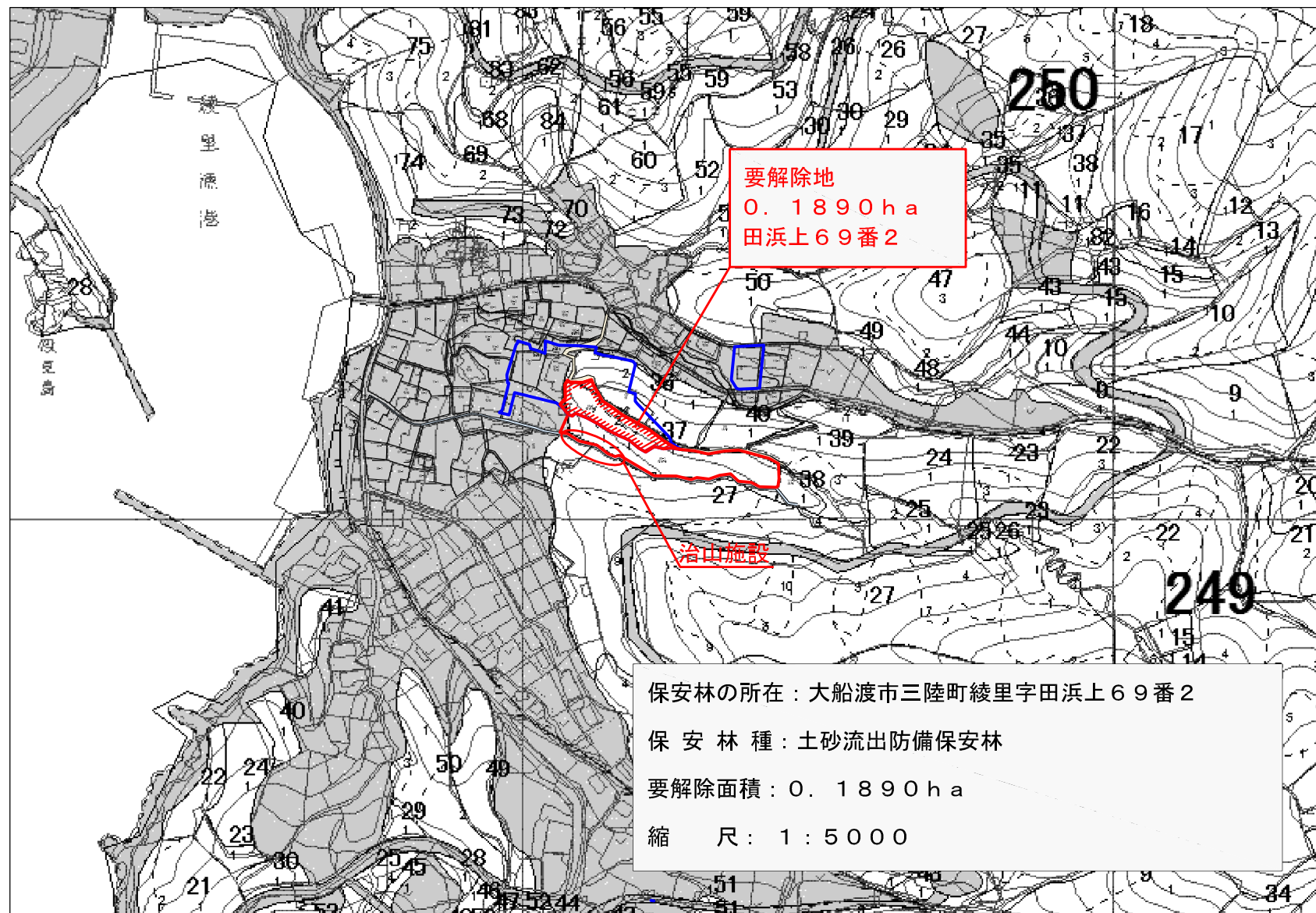
- 1 解除調査書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図(省略：計画書本体復興整備事業総括図による)
- 4 その他必要な書類
 - (1) 事業計画書(転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書)
 - (2) 代替施設計画書
(転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書)
 - (3) 他法令による許可証書等の書類写し
 - (4) 現況写真
 - (5) 保安林解除図 (地籍測量図)
 - (6) 事業施設配置図兼代替施設配置図
 - (7) その他参考となるべき事項

注意事項

- 1 面積は、小数第 4 位まで記載すること。
- 2 調査及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年 6 月 2 日付け45林野庁長官通知）、「保安林指定調査等の様式について」（昭和45年 8 月 8 日付け45林野庁第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

保安林解除調査地図

田浜 1:5000



要解除地
0.1890ha
田浜上69番2

治山施設

保安林の所在：大船渡市三陸町綾里字田浜上69番2

保安林種：土砂流出防備保安林

要解除面積：0.1890ha

縮尺：1:5000

凡例

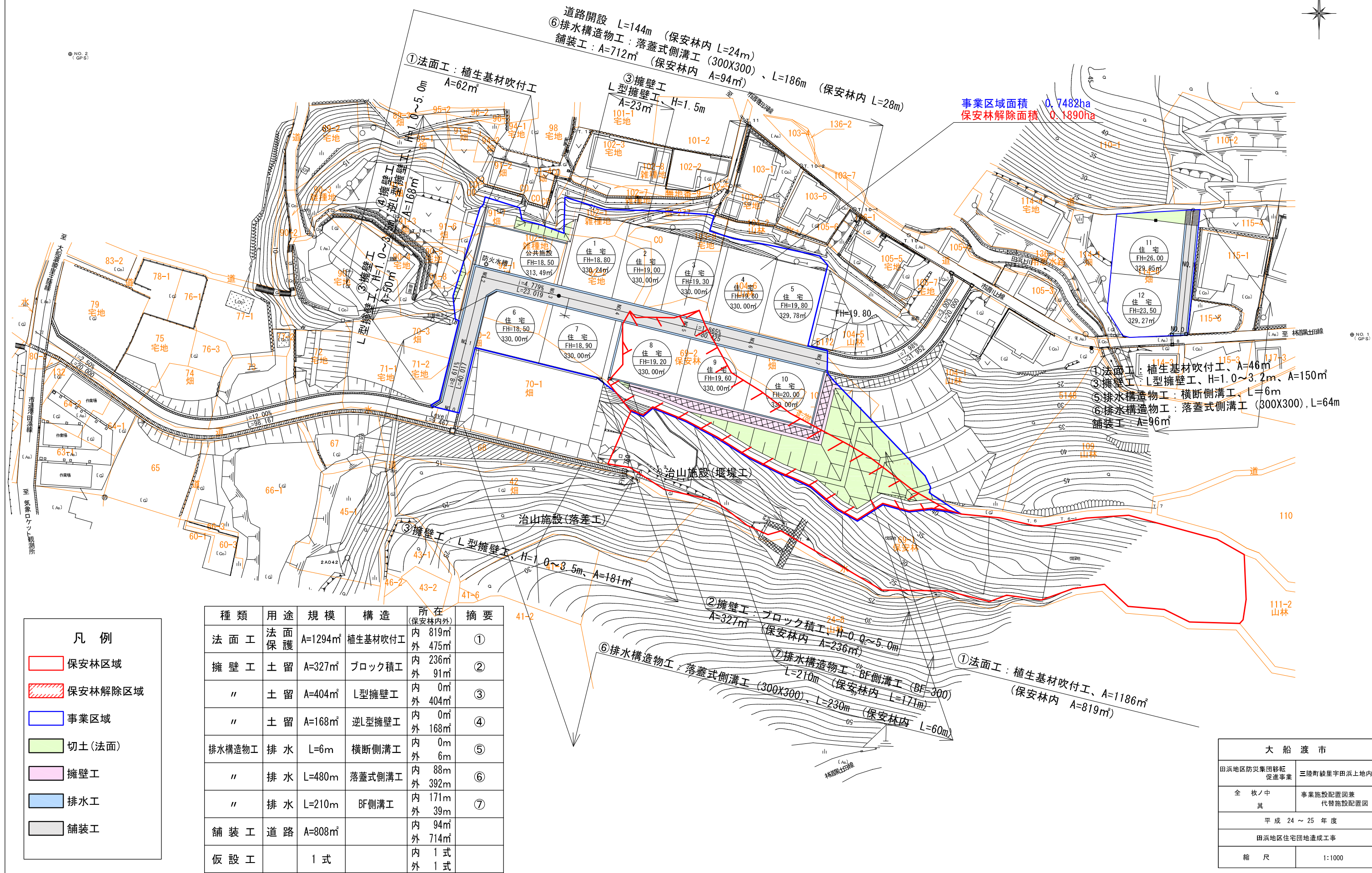
- 保安林区域
- 保安林解除区域
- 事業区域

様式第6 添付書類



0 100 200 300 400 500 メートル

事業施設配置図兼代替施設配置図



様式第 8 法第 49 条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係
(農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針 - 本市の農業振興基本計画に基づき、農業経営の安定化及び担い手の確保に係る施策を推進し、本市農業の健全な発展を促す。 - 津波による被害を受けた地区の農地については、早期に復旧し、生産高の回復を図る。 - 津波による被害を受けなかった地区の遊休農地については、土地基盤の整備による労働能率の向上や農作業の受委託を推進する。 - 津波による被害を受けなかった地区の農地については、県事業等を活用しながら、関係機関と連携し、生産性・収益性の高い農業の実現を図る。	② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等） - 経営再開プランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努め、いわて未来農業確立総合支援事業（県事業）等により、生産組合の設備導入に対し、支援を図る。 - 津波による被害を受けた漁港沿岸部の農地（約25.8ha）については、農地等災害復旧事業（県事業）の実施により早期に復旧を図るほか、吉浜地区の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）によりほ場整備（約50ha）を実施する。 - 津波による被害を受けなかった農地については、山間地域農産物価格安定助成事業（市事業）等により経営の安定化を図りながら、いちご、たまねぎ、菌床しいたけ等地域特性を生かした高収益、複合型農業生産の振興を図る等、地域の実情に応じた農業を推進する。
(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するため、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。	
2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項	
① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針） - 津波による被害を受けた漁港沿岸部の農地（約25.8ha）については、農地等災害復旧事業（県事業）の実施により早期に復旧するほか、吉浜地区の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）によりほ場整備（約50ha）を実施し、優良農地として確保する。 - 住宅地への農地転用は必要最小限とし、農用地区域や第1種農地等は今後も優良農地として確保する。 - 農地の利用集積及び機械導入による農作業の省力化、低コスト化による生産性の高い近代的農業経営の実施による耕作放棄地の発生の防止及び解消に努める。	② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む） - 吉浜地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）により、優良農地として利用する。 - 農地の利用集積を進め、遊休農地における、ピーマン、インゲン等省力型作物の導入を進めるほか、いちご、たまねぎ、菌床しいたけ等地域特性を生かした高収益、複合型農業生産の振興のための農地利用を図る。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況	
別紙様式のとおり (注) (1) 1 の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。 (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。 3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））	該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備事 業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
E 地区	泊地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.8ha	0.8ha	0.8ha	0.8ha	大船渡市	H24～H25	40人 （13世帯）	都市計画 区域外	移転促進区域面積1.3ha、都市 計画区域外、58人（20世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林
<u>C 地区</u>	<u>田浜地区</u>	<u>集団移転 促進事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>0.7ha</u>	<u>0.3ha</u>	<u>0.3ha</u>	<u>0.2ha</u>	<u>大船渡市</u>	<u>H24～H25</u>	<u>39人</u> <u>（12世帯）</u>	<u>都市計画 区域外</u>	<u>移転促進区域面積0.6ha、都市 計画区域外、60人（18世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林</u>
計				<u>1.5ha</u> 0.8ha	<u>1.1ha</u> 0.8ha	<u>1.1ha</u> 0.8ha	<u>1.0ha</u> 0.8ha			<u>79人</u> 40人 <u>（25世帯）</u> （13世帯）		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- （注）
- （1）本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。
 - （2）「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。
 - （3）「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - （4）「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
 - （5）「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名：E 泊地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地の排水は、合併処理浄化槽により処理するため、周辺農地での営農に支障は生じない。周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

地区名：C 田浜地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地の排水は、合併処理浄化槽により処理するため、周辺農地での営農に支障は生じない。周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

様式第 1 3 法第 49 条第 4 項第 4 号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

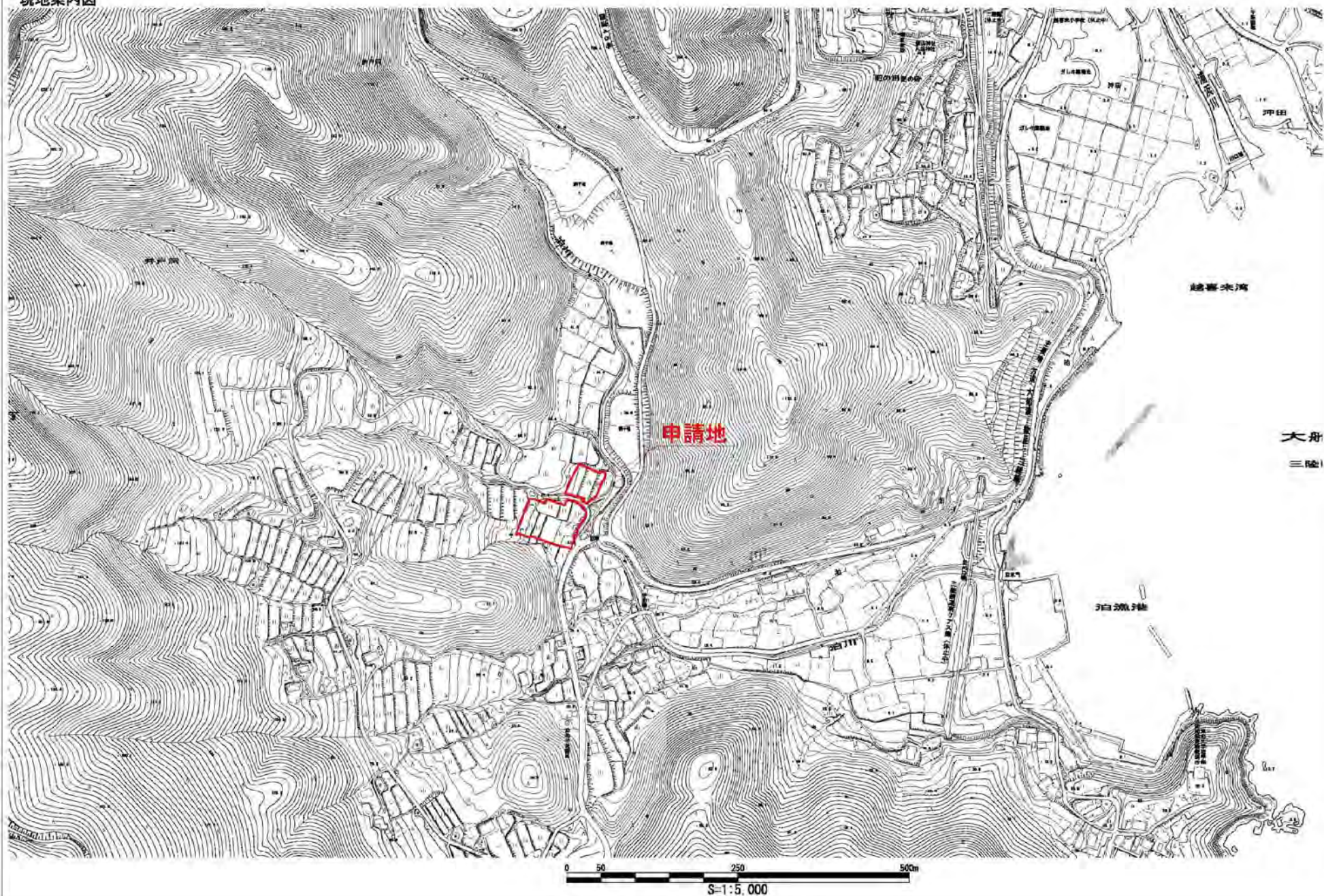
農地法第 5 条第 1 項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名		事業主体			
E 地区	集団移転促進事業	泊地区		大船渡市			
土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現 況		農振法	都市計画法
		別紙 1 のとおり					
	計	7,783㎡ (田 7,783㎡ 畑 —㎡)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要							
合併処理浄化槽							

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
岩手県大船渡市三陸町 越喜来字井戸洞	47番 1	田	田	3,401	農用地	都市計画 区域外
岩手県大船渡市三陸町 越喜来字井戸洞	46番11	田	田	55	—	都市計画 区域外
岩手県大船渡市三陸町 越喜来字井戸洞	48番 1	田	田	2,090	農用地	都市計画 区域外
岩手県大船渡市三陸町 越喜来字井戸洞	70番 3	田	田	2,237	農用地	都市計画 区域外
計 4筆	7,783㎡	(田 7,783㎡、畑 —㎡)				

現地案内図



様式第 1 3 法第 49 条第 4 項第 4 号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第 5 条第 1 項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名	事業主体				
C 地区	集団移転促進事業	田浜地区	大船渡市				
土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現 況		農振法	都市計画法
	別紙 1 のとおり						
	計	2, 632㎡ (田 — ㎡ 畑 2, 632㎡)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要							
合併処理浄化槽							

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市計画法
<u>大船渡市三陸町綾里字 田浜上</u>	<u>70番 2</u>	畑	畑	<u>424</u>	<u>農用地</u>	<u>都市計画区域 外</u>
<u>大船渡市三陸町綾里字 田浜上</u>	<u>91番 6</u>	畑	畑	<u>26</u>	<u>農振地域内 農用地区域外</u>	<u>都市計画区域 外</u>
<u>大船渡市三陸町綾里字 田浜上</u>	<u>91番 7</u>	畑	畑	<u>90</u>	<u>農用地</u>	<u>都市計画区域 外</u>
<u>大船渡市三陸町綾里字 田浜上</u>	<u>91番 8</u>	畑	畑	<u>20</u>	<u>農振地域内 農用地区域外</u>	<u>都市計画区域 外</u>
<u>大船渡市三陸町綾里字 田浜上</u>	<u>92番 1</u>	畑	畑	<u>675</u>	<u>農用地</u>	<u>都市計画区域 外</u>
<u>大船渡市三陸町綾里字 田浜上</u>	<u>107番 2</u>	畑	畑	<u>614</u>	<u>農振地域内 農用地区域外</u>	<u>都市計画区域 外</u>
<u>大船渡市三陸町綾里字 館</u>	<u>114番 6</u>	畑	畑	<u>783</u>	<u>農用地</u>	<u>都市計画区域 外</u>
計	<u>7 筆</u>	<u>2, 632㎡</u>	(田 —㎡、畑 2, 632㎡)			

This is a detailed topographic map of a coastal area. The map features numerous contour lines indicating elevation, with labels such as 100.0, 110.0, 120.0, and 130.0. A prominent body of water, labeled '糠里港' (Kurihara Port), is situated on the left side. To the right of the port, there is a cluster of buildings and structures. A specific area within this cluster is outlined in red and labeled '申請地' (Application Site) in red text. Other labels on the map include '糠里漁港' (Kurihara Fishing Port), '市庁舎' (City Hall), and '田坂上' (Tanaka Ue). The map also shows various roads and smaller structures, providing a comprehensive view of the local geography and infrastructure.

S=1 : 5000